

〔資料1-2〕

令和2年2月27日
区民部国保年金課

令和2年度国民健康保険料率等の算定について

東京都は、都内すべての医療費等を賄うため、各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、区市町村が納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を提示する。

区市町村は、納付金を納めるため、標準保険料率を参考として保険料を定め、賦課・徴収する。

1 都が算定した令和2年度国保事業費納付金および標準保険料率

令和2年度 練馬区納付金額および標準保険料率

		基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	合計
納付金額		14,771,657,435 円	4,829,415,497 円	1,989,830,048 円	21,590,902,980 円
料率	所得割率	7.37%	2.49%	2.27%	12.13%
	均等割額	43,041 円	14,269 円	16,708 円	74,018 円

2 令和2年度練馬区国民健康保険料算定の考え方

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準について

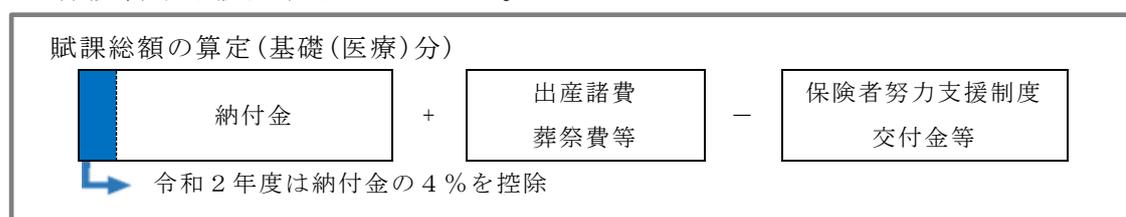
特別区では、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応するとし、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式による運用を行っている。

【賦課総額および法定外繰入の解消（赤字の縮減）について】

賦課総額とは、保険料として賦課する額の総額をいい、基礎分・支援金分・介護分それぞれで算定する。

特別区では、都に納める納付金に出産諸費・葬祭費等を加算、保険者努力支援制度交付金等の歳入を減算し、算定する。

制度改正初年度の平成30年度は、特別区独自の激変緩和措置として納付金から6%を控除、不足部分を一般会計からの繰入金で補填した。以後6年間でこの割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を解消すべく、段階的・計画的に保険料率を設定することとした。



(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 賦課限度額の引き上げ

	改正後	現行	増減
基礎(医療分)	630,000 円	610,000 円	20,000 円増
介護分	170,000 円	160,000 円	10,000 円増

イ 均等割軽減所得の見直し

軽減割合	令和2年度	令和元年度	増減
5割	33万円 + (被保険者数 × <u>28.5万円</u>)	33万円 + (被保険者数 × <u>28万円</u>)	5,000円増
2割	33万円 + (被保険者数 × <u>52万円</u>)	33万円 + (被保険者数 × <u>51万円</u>)	10,000円増

3 令和2年度保険料率等

(1) 賦課割合

区の被保者数および所得見込みから、基礎（医療）分と支援金分の賦課割合（所得割：均等割）を58：42、介護分を56：44とする。

(2) 保険料率

【基礎（医療）分＋支援金分】

	基礎（医療）分		支援金分		計（基礎分＋支援分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
2年度	7.14%	39,900円	2.29%	12,900円	9.43%	52,800円
元年度	7.25%	39,900円	2.24%	12,300円	9.49%	52,200円
増減	▲0.11 ポイント	据え置き	0.05 ポイント	600円	▲0.06 ポイント	600円

【介護分】（40～64歳）

	介護分		計（基礎分＋支援分 ＋介護分）	
	所得割	均等割	所得割	均等割
2年度	1.98%	15,600円	11.41%	68,400円
元年度	1.62%	15,600円	11.11%	67,800円
増減	0.36 ポイント	据え置き	0.30 ポイント	600円

(3) 1人当たり保険料額

	基礎（医療）分＋支援金分	基礎分＋支援金分＋介護分
2年度	126,202円	162,152円
元年度	125,174円	158,724円
増減 （前年度比）	1,028円（0.82%増）	3,428円（2.16%増）

国保財政健全化変更計画書（案）

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」（平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知）に基づく赤字削減・解消計画

（平成30年度から 35年度まで6カ年計画）

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	20	練馬区

① 赤字 況の 発生 状	年度(赤字発生年度)	28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	3,216,754千円		高齢化等により1人当たり医療費が毎年増加し、被保険者の保険料負担も毎年増加している。練馬区は被保険者の負担を抑制するため、特別区の共通基準に基づき、保険料賦課総額から出産諸費、葬祭諸費、高額療養費の一部、保険料未収金分等を除外し法定外繰入を行ったことによる。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0円							
	赤字額(合計)	3,216,754千円							
② 赤字 削減 計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	1 保険料抑制を目的とした繰入を段階的に削減 2 保健事業の推進と医療費の適正化 3 収納率の向上 ・解消の目標年次: 令和5年度 ・決算ベースの平成29年度の赤字額: 2,032,923千円				1 激変緩和措置(保険料賦課総額から納付金分の6%を控除)は、特別区の方針に沿って31年度から毎年1%ずつ減らしていく。 2 ① データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導の推進、糖尿病対策の強化、国保から広げる健康づくりに取り組む。 ② ジェネリック医薬品の利用促進、柔道整復療養費、重複・頻回受診の適正化、レセプト点検の強化、残薬対策の検討等に取り組む。 3 保険料の現年分収納率について、被保険者数10万人以上の区市町村の全国平均収納率(平成27年度88.61%)以上となることを目標とする。滞納未然防止策として、早期に催告を実施。滞納解消策として、財産調査を徹底し、適切に滞納処分を実施する。				
	年度別の 赤字削減 予定額 (率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	1,068,075 千円(%)	288,593 千円(%)	229,318 千円(%)	229,318 千円(%)	217,619 千円(%)	2,032,923 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	1,068,075 千円(%)	288,593 千円(%)	229,318 千円(%)	229,318 千円(%)	217,619 千円(%)	2,032,923 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和 年 月 日

東京都 知事殿

保険者名

練馬区

代表者職氏名

練馬区長 前川 耀男